公益財団法人結核予防会複十字病院 治験実施委託費算定要領

1. 医薬品治験に係る経費算出基準

(1) 研究費

当該治験に関連して必要となる経費

算出基準:ポイント数×6.000 円×症例数

ポイント数の算出は、臨床試験研究費ポイント算出表による。

(2) 治験薬管理経費

治験薬の保存、管理に要する経費

算出基準:ポイント数×1,000 円×症例数

ポイント数の算出は、治験薬管理経費ポイント算出表による。

(3) 事務費

当該治験に必要な通信運搬費、消耗品費、治験審査委員会の事務処理に必要な経費(人件費を含む)

算出基準:上記経費 [(1) ~ (2)] ×20%

(4) 管理費

技術料、機械損料、建物使用料、その他上記経費〔(1)~(3)〕に該当しない治験 関連経費。

算定基準:上記経費〔(1)~(3)〕×30%

[その他]

原則として、契約後に初期費用として上記(1) \sim (4) の 30%を請求する。初期費用は返還しない。残り 70%は、出来高費用分とする。